

デジタル放送推進のための行動計画
(第3次)

2003年4月15日

ブロードバンド時代における
放送の将来像に関する懇談会

政府においては、2002年6月18日にIT戦略本部が「e-Japan 重点計画 - 2002」の中において、「IT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の三大広域圏では2003年までに、その他の地域では2006年までに地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずる」ことを決定した。

また、同年6月25日に閣議決定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」(第2部経済活性化戦略)の中で、「家庭のIT革命を支える基盤である放送のデジタル化を推進し、家庭から簡便に利用できるテレビ連動型電子商取引等様々なITビジネスの創出を促進する」とした。

これらの決定にも見られるとおり、放送のデジタル化は、これまで一方的に視聴者が受け身でサービスを楽しんでいた視聴の形態を革命的に変革し、国民、視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルを現出させ、国民に今までの放送にない高度で多彩なサービス(高精細映像、高齢者・障害者用字幕・音声放送サービス、インターネット連携の予約サービス、移動端末によるテレビ受信、サーバー型放送サービス等)を提供することにより、多大な便益をもたらすとともに、情報通信政策上も今までにない重要性を持つものであるから、国、放送事業者、メーカ等の関係者は、以下のとおり協力しつつデジタル放送を迅速に推進する。

1 デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等

(1) デジタル放送受信機の普及促進

ア 地上デジタル放送受信機の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、この目標の達成に向けて、国、放送事業者、メーカ等の関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行う。

(ア) 普及目標の対象

現在の地上テレビ放送の視聴環境の維持という観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質で視聴するために用いられる機器」(注)を普及目標の対象とする。

(注) 該当する機器としては、現時点では

- a 地上デジタルテレビ受信機能を持つテレビ受信機
- b アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信用セットトップボックス
- c アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信機能を持つ録画機
- d 地上デジタルテレビ受信機能を持つパソコン

などが想定されるが、将来は放送サービスの多様化や、その視聴形態の多様化に伴い、多種多様な機器が出現することが見込まれる。

(イ) 設定する普及目標

普及世帯数に関する目標

(a) 最終普及目標

- ・ 2011年初頭までに、全世帯(4800万世帯)への普及

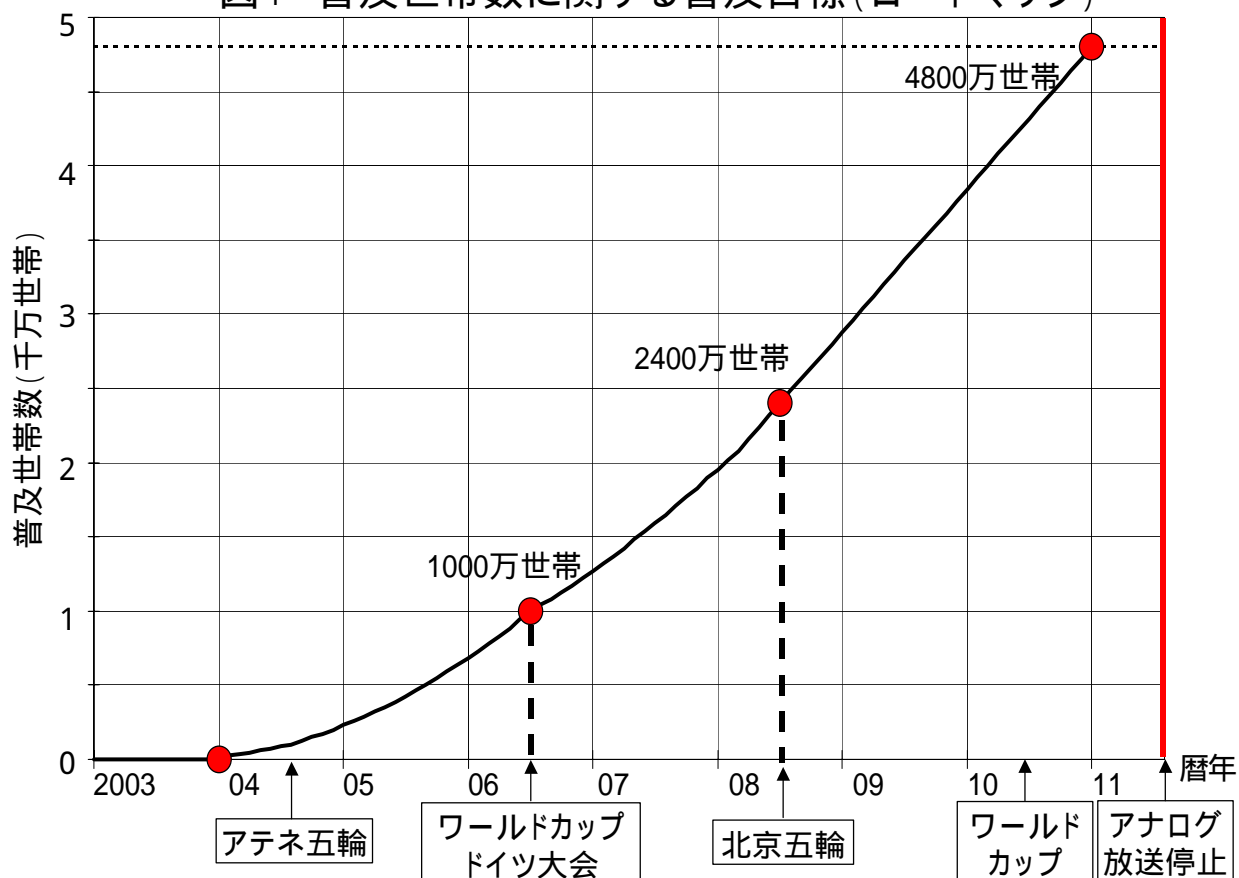
(b) 当面の普及目標

- ・ 2006年のワールドカップ ドイツ大会の時点において、1000万世帯への普及
- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、2400万世帯への普及

(c) ロードマップ

- ・ 図1のとおり

図1 普及世帯数に関する普及目標(ロードマップ)



普及台数に関する目標

(a) 最終普及目標

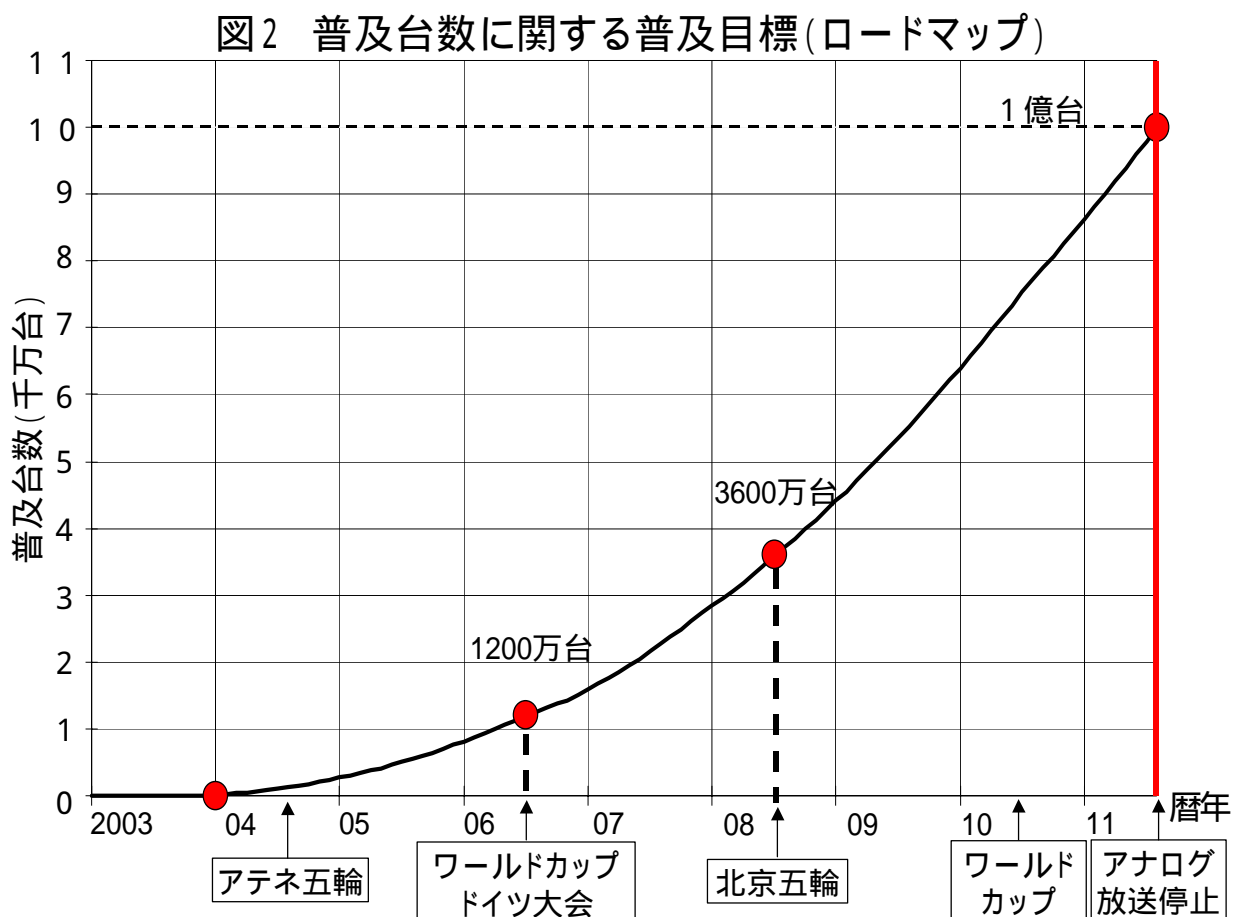
- ・ 地上アナログテレビ放送の停止の期限（2011年7月24日）までに、1億台の普及

(b) 当面の普及目標

- ・ 2006年のワールドカップ ドイツ大会の時点において、1200万台の普及
- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、3600万台の普及

(c) ロードマップ

- ・ 図2のとおり



(ウ) 普及台数に関する目標の達成に当たっては、過去10年間のテレビ受信機の総需要(約1億台)に匹敵する台数をおよそ7年半で普及させる(年間総需要で約1.3倍)という極めて高いハードルを越える必要がある。こうした目標の達成に向け、後述する実施推進組織において具体的方策を検討し、関係者が一丸となって確実に実施する。特に、最終普及目標の達成に向けた最初のステップとなる2006年時点の普及目標の達成に向け、早急に取組を実施する。

(エ) 今後、当面の普及目標の設定時期である2006年及び2008年の普及の状況等を確認しつつ、視聴実態から見た普及目標の対象や達成度合いの把握方法、より充実すべき普及方策などについて検討を行い、目標達成に向けたフォローアップを行う。

イ 衛星デジタル放送等の受信機の普及促進

衛星デジタル放送、地上デジタルラジオ放送等の受信機の普及促進に積極的に取り組む。

とりわけ、地上デジタル放送に加えてBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送の受信も可能な共用受信機についても、そのメリットを活かした普及促進に積極的に取り組む。

(2) 各関係者の具体的取組

ア 地上テレビ放送事業者

三大都市圏(関東、近畿、中京圏)では2003年末までに、その他の地域では2006年末までに地上デジタル放送を開始し、2011年にはアナログ放送からデジタル放送への移行を完了しアナログ放送を停止する、という計画に沿ってその円滑な実施に取り組む。

特に、デジタル放送開始後のアナログ周波数変更対策の進捗に合わせて、順次カバーエリアを拡大し、地上デジタル放送の速やかな普及を図る。三大都市圏においては、つぎのようにカバーエリアを拡大する。

| | |
|----------|----------|
| 放送開始当初段階 | 約1200万世帯 |
| 2004年末目途 | 約1700万世帯 |
| 2005年末目途 | 約2300万世帯 |

(参考) アナログ周波数変更対策について

国が進めるアナログ周波数変更対策については、平成14年8月以降、まず送信側の対策が進められており、現在、約81%(214局所中174局所)に対し交付決定が行われている。また、平成15年2月9日から三大広域圏において、一斉に個別世帯における受信対策が開始され、平成15年4月10日現在、14都府県、41地域について着手、このうち19地域、約2万1,000世帯について対策を終了するなど順調に推移している。

サービス開始当初においては、50%以上の時間(1週間の放送時間中)で、高精細度放送をするものとし、その後、その比率を拡大する(特にプライムタイム(午後7時から午後11時の4時間)における比率の拡大)。

補完データ放送、双方向番組等のデジタル放送のメリットを活かした番組についても、順次導入し、番組数の増大を図るとともに、移動体での受信にも対応する放送サービスの開発と早期実施を行う。

デジタル放送のメリットを活かした字幕放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。

イ 地上デジタルラジオ放送事業者

2003年秋に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始し、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組サービスを実施するとともに、移動体向け放送の将来需要を検証し、実用化に資する。

ウ BSテレビ放送事業者

視聴者に魅力ある放送コンテンツの投入や高精細度番組、双方向番組などのデジタル放送のメリットを周知する共同キャンペーンを展開するなど、BSデジタル放送の一層の普及を図る。

2003年末までに、22スロット以上の伝送容量を用いるBSデジタル放送の番組において、プライムタイム（午後7時から午後11時の4時間）のうち、デジタル放送のメリットを十二分に活かした番組（高精細度番組を中心に、双方向番組、番組連動型データ放送などを含む。）を75%以上放送する。

BSアナログ放送に関し、アナログハイビジョンチャンネルについては2007年に、その他のチャンネルについては、地上アナログ放送が終了する時期に合わせ、2011年までに終了することとし、その終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わるよう十分な周知を図る。

エ CSテレビ放送事業者

デジタル放送の特徴である多チャンネルを活かし、専門性の高い放送を提供するなど視聴者のニーズにきめ細かく対応する。

プラットフォームやE P Gの機能の向上により、視聴者の個別のニーズに応じた番組選択をより容易にし、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組（マルチプレックス、マルチアングル放送、ペーパービューアー放送、双方向番組、番組連動型データ放送など）について、番組数の増大を図るとともに、その普及を推進する。

番組に応じ、標準テレビジョン放送の広帯域使用による画質向上や高精細度放送の導入に取り組む。

プラットフォーム間の共同取組、B Sデジタル放送事業者、受信機メーカー等との連携等に努め、そのサービスを国民にわかりやすいものとするなどして、C Sデジタル放送についての情報提供や普及活動を行っていく。

プラットフォーム事業者は、委託放送事業者等に対し、より適切・効率的な業務を実施していくことを通じ、多彩なC S放送がより円滑に行われやすくするとともに、視聴者の利益が確保されるように業務向上のためのガイドラインを6月までに策定し公表する。

オ ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、H I T S（Head-end In The Sky）の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。

2003年3月に策定されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の再送信対応について目標値を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める。

<ケーブルテレビの普及目標>

（ア）普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

（イ）設定する普及目標

（a）最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯（予測；最大約2300万世帯）において視聴可能

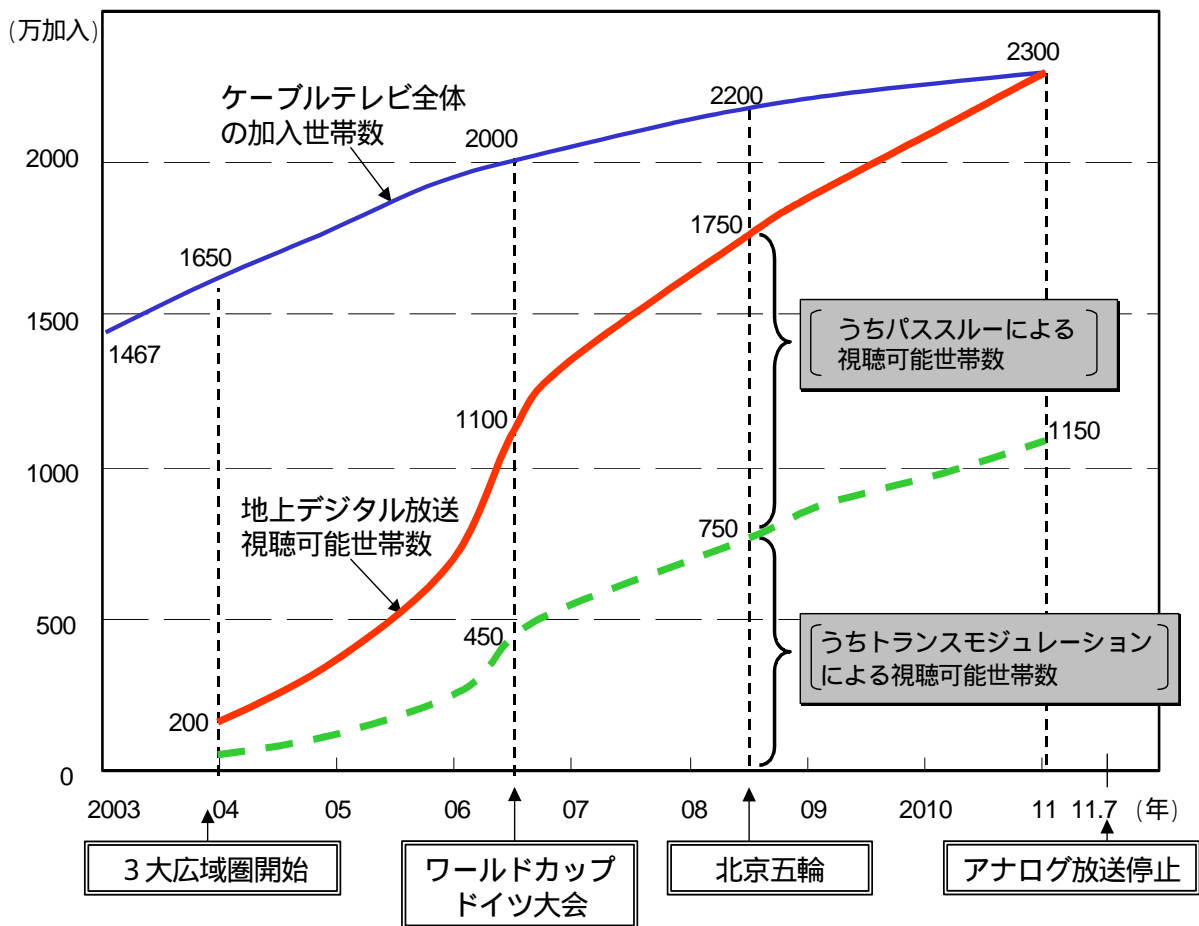
(b) 当面の普及目標

- ・ 2004年当初において、3大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち200万世帯で視聴可能
- ・ 2006年のワールドカップ ドイツ大会の時点において、3大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1100万世帯で視聴可能
- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1750万世帯で視聴可能

(c) ロードマップ

- ・ 図のとおり。

図 ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標（視聴可能世帯数）



(注)「トランスモジュレーションによる視聴可能世帯数」には、トランスモジュレーションとパススルーのいずれの再送信方式でも視聴可能な世帯数を含む。

(平成15年3月(社)日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビにおける円滑な地上デジタル放送の再送信に向けて」より)

地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応したケーブルテレビ用セットトップボックスについて、ケーブルテレビに対応するメーカーは速やかに市場に投入するとともに、ケーブルテレビ事業者はその積極的な導入を図る。

カ 受信機メーカー、販売店等

衛星デジタル放送及びデジタルケーブルテレビの普及を加速するため、これらの受信機及びセットトップボックスの一層の低廉化及び円滑な普及を図る。

地上デジタル放送の開始に合わせ、高精細度放送に対応して、衛星デジタル放送と地上デジタル放送の共用受信機を速やかに市場に投入するとともに、低廉なデジタル放送受信機の円滑な供給を図る。

地上デジタル放送において、放送事業者が目指す移動体受信向けサービスを可能とするために必要な携帯受信機の開発・導入を図る。

地上デジタル放送開始当初にあたっては、テレビ放送におけるアナログからデジタルへの円滑な移行を図るため、地上デジタルテレビ放送受信機には地上アナログテレビ放送受信機能も搭載するよう努めるとともに、その販売を推進する。

受信機の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタル放送への移行のスケジュールやアナログ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログ放送の終了時期が正確かつ確実な形で消費者（国民）に伝わっていくよう、例えばカタログへの掲載や商品へのシール貼付、店頭での告知などにより適切な時期をとらえ早期に周知を行っていく。

キ 地方公共団体

電子自治体の推進における地上デジタル放送の積極的な活用を進める。
例えば、地方公共団体の広報番組での利活用のほか、地域情報提供の実現に向け次のような課題に取り組む。

- (ア) 地域情報のデジタル化と素材データのマルチユース
- (イ) 地方公共団体の広域的連携 など

地上放送のデジタル化やアナログ周波数変更対策について、住民への周知等への協力を行う。

2 周知・広報活動等の推進

あらゆる関係者が連携しながら、別添の地上デジタル放送の周知・広報アクションプランに掲げられているような取組を進め、周知・広報活動を強力に推進する。

NHK、民放、総務省から構成される全国地上デジタル放送推進協議会において、周知・広報を専門的に取り扱うために設置されたPR部会を中心に、周知・広報機能を強化する。

3 政府の取組

以上の取組の円滑な遂行に資するため、政府においては、国の方針としてのデジタル化のメリット、スケジュール等についての国民への周知・広報に加えて、アナログ周波数変更対策の円滑な実施のほかデジタル化を円滑に進めるための積極的な支援、共同受信設備を含めたケーブルテレビデジタル化の推進、電子自治体の推進に資する地上デジタル放送を活用した行政サービス提供に関する実証実験の実施など、適宜・適切な施策を実施する。

なお、デジタル放送の推進には、関係省庁の一層の連携が重要である。

4 実施推進組織の設置及び行動計画のフォローアップ

実施段階に入った地上デジタル放送について、幅広い分野のトップリーダーから構成される実施推進組織を5月に設置し、放送のデジタル化の円滑な推進を図るとともに、本行動計画について、可能な限り前倒しを行い、かつ、可能な限り具体化する方向で定期的にフォローアップを行う。

別添

地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン
(改訂版)

2003年4月15日

ブロードバンド時代における
放送の将来像に関する懇談会

地上デジタル放送は、高画質、双方向性、蓄積性を活用した今までにない利便性の高い高度で多彩なサービスを実現するとともに、国民誰もが身近で簡便なテレビを通じてIT社会に参加しその幅広いメリットを享受していく上での基盤となる。

また、移動受信の実現等によるユビキタスなIT基盤の整備、更には情報家電市場の拡大やインターネットと連動した様々なITビジネスの創出等を通じて我が国の産業活性化・経済再生に大きく寄与し、日本発の新しいIT社会構築の原動力となり、我が国のIT戦略上重要な意義を有するものである。

さらに、地上テレビ放送は、視聴者国民にとっても最も身近で信頼でき、国民生活に密着したメディアであることから、そのデジタル化を推進するに際しては、十分な周知を行い、必要な情報を提供する必要がある。

以上のことから、あらゆる関係機関が連携しながら、放送、新聞、ポスター、リーフレット等の各種媒体やイベント・キャンペーン、イメージキャラクターの活用、店頭PR・体験フェア等の手法を効果的に組み合わせて活用することにより、わかりやすく身近な形で、以下のような情報が速やかに国民一人一人に行き渡ることを目標に、各種の周知を繰り返し実施し、国民の幅広い理解を得ていくことが肝要である。

上記のような地上放送デジタル化の社会的意義や、視聴者にとっての具体的なメリット（別紙参照）

アナログ放送終了の時期を含むデジタル化の全体スケジュール（2003年、2006年、2011年）

各地域ごとのデジタル放送の開始時期及び放送エリアの拡大スケジュール（当面、三大都市圏）

地上デジタル放送の視聴方法

アナログ放送が終了する2011年以降アナログテレビ放送受信機所有者において必要となる対応（デジタルセットトップボックスの設置、アンテナ交換等）

アナログ周波数変更対策の必要性 等

このため、放送事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体、政府等の関係機関が連携・協力を一層強化し、次のような取組みを強力に推進していく。

1 放送事業者の取組

視聴者向けお知らせ番組等において、地上放送のデジタル化の意義、地上デジタル放送の開始時期やエリア拡大、アナログ周波数変更対策の実施等に関するより具体的な取組みを含め、それぞれ時機にあわせて、所要の周知を引き続き実施する。

アナログ周波数変更対策を行う所要の地域においては、スーパーインポーズを挿入するシステムを活用するなどして、対策を要する世帯に対し、放送を通じて、変更するチャンネル、変更先のチャンネル、旧チャンネルの放送終了時期などの具体的な情報の提供を地域ごとの対策実施における適切なタイミングで行う。

各種イベントの開催、リーフレットの作製・配布、ホームページや専用サイトの設置・活用等を通じて多角的な周知・広報活動を引き続き実施する。

視聴者相談室等の国民視聴者からの相談窓口機能を活用し、地上デジタル放送に関する各種問い合わせ、相談等に引き続き積極的に対応する。

ケーブルテレビ事業者においても、自社における地上デジタル放送の再送信開始時期、受信方法等が具体的に決まり次第速やかに加入者に対し十分な周知を行う。

2 受信機メーカー、販売店等の取組

各種イベント・キャンペーン、電器店の店頭PR・体感フェアといった場において、ポスター、パンフレット、説明パネルといった店頭POPはもとより、VTR、DVD等も活用し、わかりやすく効果的なPR活動を受信機発売開始時期にあわせ、行う。

関係者と連携し、駅前、デパート、公共施設など集客の見込める場所において、受像機を使ったデモを開催するなど地域の住民がデジタル放送に触れる機会の提供を行う。

各地域ごとに、販売店の営業担当者向け研修を開催し、販売店を含め、地上デジタル放送に関する消費者からの問い合わせ、相談対応の充実に速やかに図る。

アナログテレビ放送受信機の購入者に対しては、デジタル受信機の発売開始など適切な時期をとらえ早期に受信機へのシールの貼付や説明書の同梱を行うなどして、アナログ放送終了の時期を含むスケジュールやアナログテレビ放送受信機は2011年以降、デジタルセットトップボックス等が必要となる旨の周知等適切な情報提供、説明を行う。

アナログ周波数変更対策を要する地域の販売店等においては、地域の受信対策センターからの協力依頼に応じてアナログ周波数変更対策関係の店頭周知や地域住民からの各種問合せ対応等を引き続き実施する。

以上のほか、リーフレットやホームページ等各種の広告媒体を通じた周知を積極的に行う。

3 地方公共団体の取組

地上放送のデジタル化が地域情報化の一環であるとともに身近で簡便なテレビを通じて地域住民の誰もが参加できる電子自治体の推進に資することに鑑み、地方公共団体において情報化推進担当のセクションと広報担当セクションとが連携を図り、各地域における地上放送のデジタル化に関する周知・広報を引き続き実施する。

特にアナログ周波数変更対策を要する地域の地方公共団体においては、地域の受信対策センターの行う周知と連携しながら、所要の時機に地方公共団体の広報誌や掲示板等を通じて、地域住民に対しアナログ周波数変更対策関係の各種周知を引き続き実施する。

4 政府の取組

国の施策としての地上放送のデジタル化の意義・必要性やアナログ放送の終了時期を含むデジタル化のスケジュール等について、ポスター、リーフレットの作製・配布、政府広報（定期刊行物、新聞等）、ホームページ、更には各種催物、イベント、集会等の場で活用できる、わかりやすく解説したVTR・DVDの幅広い提供等を通じて、繰り返し、所要の周知を多角的に引き続き実施する。

（参考） 15年3月に3大都市圏で新聞紙面での広告、電車中吊広告、ラッピングバス、街頭大型映像メディアでのCF放映などによる周知広報を集中的に実施した。

政府自らも地上デジタル放送の周知を目的とするイベントを適切なタイミングをとらえて引き続き開催していくとともに、周知広報施設の設置・充実を図る。

地上デジタル放送に関する受信相談体制を整備し、視聴者からの問い合わせ、相談対応の充実を図る。

(参考) 15年3月にコールセンター(0570-07-0101)を設置した。

アナログ周波数変更対策については、個別世帯対策開始の約3か月前から、お知らせ、リーフレットの配布等により対策を要する世帯等に対し所要の周知を行い、関係機関と連携した取組みを通じて、デジタル化の意義、アナログ周波数変更の必要性、当該地域での変更及び工事の内容、工事期間、給付金の申請手続き等について、事前の所要の理解と協力を得る。

また、地域の受信対策センターに電話相談窓口を設けるとともに相談員を配置し、各種の問い合わせ、照会への対応等を適確に行う。

5 その他の取組

以上のような点のほか、関係機関が連携して、次のような様々な機会を捉える等して、周知活動の強化を図る。特に、情報通信月間においては、全国各地でのデモンストレーション、機器展示、セミナー、講演会等を実施する。

- 1) 情報通信月間(5月～6月)
- 2) CEATEC JAPAN(10月)をはじめとするデジタルフェア、ハイビジョンフェア等のイベント
- 3) 受信機の発売開始、放送開始に向けた各種の取組(試験放送の開始、各種CM・告知、セレモニー等)

各地域の地上デジタル放送推進協議会、テレビ受信向上委員会、受信環境クリーン協議会等が連携して、受信技術等に関する所要の各種セミナー、研修会等を開催し、関係者間の必要な知識・情報の共有化を進める。

(別紙)

地上放送のデジタル化による視聴者のメリット

- 1 鮮明な映像と高音質による臨場感豊かなサービスが利用可能に
地上アナログ放送では実現出来なかった高精細なハイビジョン映像での放送サービスが視聴できるようになる
画面は、従来の縦横比 4 : 3 から、画面を見る視界が最適となる比率といわれている 16 : 9 のワイド画面が標準となり、ワイド画面で、臨場感溢れる鮮明な映像での視聴が可能となる
音質も CD 並みのクリアで高品質な放送が実現。音声・音響が前後左右から聴こえ、あたかもその場にいるかのような圧倒的な臨場感を体験できるサービスも利用可能となる
高層建築物等からの反射波などによるゴースト(映像の二重写り)のないクリアな放送が視聴できるようになる
- 2 従来にない多彩な情報の入手や双方向機能等を備えた様々な利便性の高いサービスが利用可能に
通常のテレビ番組に加えて、視聴者が居住する地域の天気予報や各種生活情報、行政情報、医療福祉情報など、地上デジタル放送によるデータ放送ならではの多彩な情報にいつでもアクセスできるようになる
また、非常災害時には、データ放送によって、これまで以上にきめ細かい、地域のライフライン情報や交通情報などをいつでも見ることができるようになるほか、後で述べる携帯端末を利用すれば、どこにいてもこうした情報に安定的にアクセスすることができるようになる
テレビ番組から関連する詳細情報へリンクし、必要な情報を入手したり、更には、インターネットに連動した双方向機能により、各種予約、テレビショッピングを楽しむことや、テレビ番組のプレゼント告知への応募、クイズ番組やアンケートなど視聴者参加型のテレビ番組への参加も簡単なリモコン操作で可能となる

(例)

(テレビ番組)

紀行番組

気に入った温泉宿をリモコンで選択
(部屋の種類、価格等の詳細情報)

(インターネット)

テレビ画面上で予約

1つのチャンネルで同時に複数のテレビ番組を提供することもでき、視聴者の番組選択の幅が広がるほか、スポーツ中継などにおいて複数のアングルによる中継の中から視聴者が好みのアングルを選択できるマルチアングルサービスや立体テレビ（めがね型等）も実現可能となる。

3 携帯電話や携帯情報端末（PDA）での視聴や移動体での安定したサービスの利用が可能に

携帯電話や携帯情報端末によるテレビ視聴という従来にない、新しいテレビ視聴形態が可能となり、例えば、携帯電話による帰宅途中や街角でのナイター観戦や他球場の経過速報のデータ放送による取得、見逃したシーンのダウンロード視聴、更には、生放送中のクイズ番組への参加なども可能となる

自動車や電車、バスなどで移動中でも安定した放送サービスの利用が可能となる

4 高齢者・障害者にやさしいサービスが充実

デジタル化により伝送できる情報量が増大することから、字幕・解説サービスの充実が可能となる

セリフ等が速くて聞き取りにくい場合に、視聴者の方で聞き取り易くなるよう速度を調整することが可能となる

5 番組選択や好きなときに見たい番組の視聴が容易に

テレビ等に番組一覧、番組案内情報を表示する電子番組案内（EPG）を利用することにより番組選択が容易になる

サーバー型放送サービスの提供により、1～2週間分のテレビ番組等を自動録画する中で、好きなときに見たい番組、情報を検索し、視聴することが容易になる

また、好みの場面やハイライトシーンのみを視聴したり、ドラマ、映画などのダイジェスト視聴も可能となる

ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会 開催要綱

1 目的

情報通信ネットワークのブロードバンド化の進展を展望して、ブロードバンド時代における放送を巡る諸課題について幅広い観点から議論することを目的とする。

2 主なテーマ(例)

- (1) ブロードバンド時代における放送サービスの将来像
- (2) 放送に期待される役割
- (3) 放送のデジタル化の推進策
- (4) コンテンツ及びサービスの振興策
- (5) 人材育成に果たす役割
- (6) その他

3 運営

- (1) 本懇談会は、総務大臣の懇談会とする。
- (2) 本懇談会には座長1名を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により定める。
- (4) その他、運営に関し必要な事項は座長が定める。

4 庶務

本懇談会の庶務は、情報通信政策局放送政策課が行う。